二　火災抑制等建築物の周囲の部分のうち、当該建築物の外壁で開口部を設けない部分又は特定外壁開口部（当該建築物の外壁の開口部のうち、その開口面積が百平方センチメートル以下で、次のイからニまでに掲げる建築物の固有通常火災終了時間（告示第一第四項に掲げる式によって計算した時間をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、当該イからニまでに定める防火設備を設ける部分（特定外壁開口部以外の開口部を設ける部分を除く。）をいう。以下同じ。）を設ける部分に面する部分で、当該建築物の特定外壁開口部以外の開口部から敷地の接する道まで達する通路の通行の用に供する部分以外の部分

イ　九十分を超える場合　通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後固有通常火災終了時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十一条第二項若しくは第六十一条第一項又は令第百八条の三第一号若しくは第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

ロ　七十五分を超え、九十分以下である場合　次のいずれかに該当する防火設備

(1)　イに定める防火設備

(2)　告示第一第十一項に規定する九十分間防火設備

ハ　六十分を超え、七十五分以下である場合　次のいずれかに該当する防火設備

(1)　ロに定める防火設備

(2)　告示第一第十二項に規定する七十五分間防火設備

ニ　六十分以下である場合　次のいずれかに該当する防火設備

(1)　ハに定める防火設備

(2)　特定防火設備

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。

○国土交通省告示第九百九十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十八条の二第一項から第三項までの規定に基づき、敷地内における通路の避難上及び消火上有効な基準を次のように定める。

令和七年十月三十一日　国土交通大臣　金子　恭之

第一　建築基準法施行令第百二十八条の二第一項に規定する敷地内における通路の避難上及び消火上有効な基準は、次の各号に掲げる建築物の周囲の部分（令和七年国土交通省告示第九百九十七号（以下「部分告示」という。）第二第一号又は第二号に掲げる部分を除く。）の区分に応じ、当該各号に定める幅員以上であることとする。

一　隣地境界線に接する部分　次のイ又はロに掲げる建築物の区分に応じ、当該イ又はロに定める幅員

イ　延べ面積（主要構造部が耐火構造の部分を含む建築物であって、当該部分とその他の部分とが耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画されているときは、その部分の床面積を除く。ロにおいて同じ。）が三千平方メートル以下の建築物　一・五メートル

ロ　延べ面積が三千平方メートルを超える建築物　三メートル

二　火災抑制等建築物（部分告示第一第一号に規定する火災抑制等建築物をいう。この号において同じ。）の外壁の特定外壁開口部（部分告示第二第二号に規定する特定外壁開口部をいう。イにおいて同じ。）以外の開口部から敷地の接する道まで達する通路　次のイ又はロに掲げる部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める幅員

イ　火災抑制等建築物の外壁で開口部を設けない部分又は特定外壁開口部を設ける部分に面する部分　一・五メートル

ロ　イに掲げる部分以外の部分　次の(1)又は(2)に掲げる部分の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める幅員

(1)　火災抑制等建築物（延べ面積が三千平方メートル以下のものに限る。）に面する部分と隣地境界線に接する部分との間の部分　一・五メートル

(2)　(1)に掲げる部分以外の部分　三メートル

三　前二号に掲げる部分以外の部分　三メートル

第二　建築基準法施行令第百二十八条の二第二項及び第三項に規定する敷地内における通路の避難上及び消火上有効な基準は、幅員が三メートル以上であることとする。

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。

○国土交通省告示第九百九十八号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十一条第一項及び第二十七条第一項並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第三項第二号、第百二十六条の二第一項第五号、第百二十六条の三第二項、第百二十八条の五第一項第一号ロ及び第四項第二号、第百二十八条の七第三項第一号ロ、第百二十九条第三項第一号ロ、第百二十九条の二第四項第一号ハ並びに第百三十七条の二の四第一号ロの規定に基づき、平成六年建設省告示第千八百八十二号等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月三十一日　国土交通大臣　金子　恭之

平成六年建設省告示第千八百八十二号等の一部を改正する告示（平成六年建設省告示第千八百八十二号の一部改正）

第一条　平成六年建設省告示第千八百八十二号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十四条第三項第四号の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準を次のように定める。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十四条第三項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準を次のように定める。
（排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件の一部改正） **第二条**　排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十六号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。	
改正後	改正前
建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （削る）	建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　次に掲げる基準に適合する排煙設備を設けた建築物の部分（天井の高さが三メートル以上のものに限る。） イ　令第百二十六条の三第一項各号（第三号中排煙口の壁における位置に関する規定を除く。）に掲げる基準